

公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター
令和2年度定時総会祝辞

日時 令和2年6月19日(金)15時～

場所 日林協会館 3階 大会議室

本日ここに、令和2年度定時総会が盛会に開催されますことに対しまして、心よりお慶びを申し上げます。

本日御列席の皆様方には、常日頃から国有林野事業の推進はもとより、林野行政全般にわたり格別の御支援、御協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

我が国の森林・林業を取り巻く状況を見ますと、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎え、国産材の利用が着々と拡大し、木材輸出額も年々増加するなど明るい兆しが見えてきたところです。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症のまん延により、木材価格の下落や木材需要の低迷などが懸念される事態となっております。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況は予断を許しませんが、林野庁では、感染症まん延の収束後に国産材の需要が回復していくよう、今年度の第一次及び第二次補正予算において、木材需要の喚起に向けた対策や原木の一時保管への対策など、緊急に必要なとされる施策について措置したところです。

一方、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められる事業者等として、安全安心に必要な社会基盤を提供する関係事業者が位置づけられていることを受けて、国有林野事業におきましては、治山、林道、造林、製品生産等の各事業について、現場における「三つの密」の回避や、その影響を緩和するための対策を徹底しつつ、事業を継続して実施することとしております。

従来よりこれら事業の実施に当たっては、従事する技術者が一定の技術水準を保持していることにより良質な成果が期待できることから、総合評価落札方式の入札において技術士、林業技士などの専門資格や、技術者継続教育の取得状況を評価することとしております。

また本年四月から、森林経営管理法による新たな森林管理システムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するため、国有林野の一定の区域において、一定期間、安定的に樹木を採取できる「樹木採取権制度」がスタートしたところです。

この制度の運用においても、公益的機能の確保のため、国有林の伐採ルールに則った施業の計画や効率的な作業の実施が求められることから、樹木採取権者を選定する際に、事業の実施体制として、技術者等の保有資格を評価することとしております。

このように、専門資格制度や貴センターが運営される技術者継続教育による技術者の育成・確保については、国有林野事業の実施に当たり、今後ともより一層重要性が増すものと考えており、貴センターの持続的・安定的な運営を期待するところです。

結びになりますが、これまで森林保全・管理技術に関する調査研究、技術開発、技術情報の集積・分析等に御尽力いただいております御列席の皆様、心からの感謝とお礼を申し上げますとともに、森林・自然環境技術教育研究センター並びに会員の皆様方の益々の御発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

令和2年6月19日

林野庁 国有林野部長 織田 央